

理事会議事運営規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会の理事会の議事の進め方について定める。

(本規程の効力)

第2条 理事会の議事の進め方に関して、法令及び定款に定めのない事項はこの規程に定める規定に従う。

(参考意見の聴取)

第3条 各理事は、自らが必要と判断する者の理事会への出席を代表理事に求め、その者に参考意見を述べさせることができる。

2 第1項の申し出があった場合には、他の理事はこれを拒んではならない。また、その出席者が意見を述べるのに必要な時間については、社会通念上、問題のない時間を与えなければならない。

(オブザーバー参加)

第4条 理事会は、本部長及び事務局各部の長が理事会に出席して行う発言の機会及びオブザーバー参加権を認めなければならない。出席した本部長及び事務局各部の長の発言は議長の指示や許可による。

2 議長が前項の許可を与えない場合において、出席理事は前条の規定を準用して、当該本部長及び事務局各部の長に発言させることができる。

(理事会開催)

第5条 各理事は、理事会開催が必要な事項があるときは、理事会の開催が予定されている場合は開催日の1週間前までに、その事項を理事会の開催を所掌する理事に届出なければならない。

2 前項の規定に関わらず、代表理事は緊急に審議すべき理事会開催の目的である事項がある場合においては、その事項を理事会が開催中であっても理事会に提議できる。

(理事会開催の目的の提示)

第6条 理事会開催の目的である事項については、当該事項に対する賛否投票の判断を促すための参考資料を添付することができる。

2 前項の規定に関わらず、代表理事は理事会の決議を求める事項に関する賛否投票の可否について判断を促すための参考資料を各理事に送達することができる。

3 各理事は、提示された理事会の決議を求める事項について自らの判断を明らかにした文書を、理事会に先立ち他の理事に送ることができる。協会事務局員は、各理事からこのような申し出があった場合には、その文書が他の理事に届くよう適切な措置を取らなければならない。

(理事の提案権)

第7条 各理事は開催された理事会において、理事会の決議を求める事項について自由に対案等の提案を行うことができる。

(議題とすることを求める動議の提出)

第8条 代表理事以外の各理事は、開催された理事会において理事会の決議を求める事項を新たに議題に加えるよう求める動議を提出できる。新たな議題の設定は、この動議が出席理事の過半数の賛成を得て成立した場合に議題となる。

2 前項の動議の提出者は、新たな提案議題の優先的な審議と採決を行うよう求めることが当該動議に含めることができる。

(延会及び続会)

第9条 やむを得ない事情により、予定の議事を終了せずに会議続行中の理事会審議を休止する場合に、議長は延会又は続会を宣言できる。延会の場合は、当日の別な時間に会議を開催、続会の場合は1週間以内のなるべく早い日程に会議を開催しなければならない。当該理事会の審議を休止する直前に続会の日程が決まった場合には招集通知を新たに発送せず、各理事に設定された続会の日時を周知徹底すれば足るものとする。

2 続会の開催日までの間、代表理事が新たな議題を設定する必要があると判断した場合には、それを議題とすることができます。

(理事の賛否の投票)

第10条 議事録の作成においては、議決事項に関して各理事が行った賛否投票の別を記すことを要する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

令和7年7月5日 第4条第1項並びに第2項一部改正